



EU 化学品規制 REACH に係わる 独占禁止法対応マニュアル

2007 年 12 月 25 日初版

2010 年 3 月 1 日改訂
(赤字が改訂部分)

(社) 日本化学工業協会

REACH タスクフォース事務局

本マニュアルは、ジョーンズ・デイ 法律事務所 渡邊新矢弁護士監修の下に作成したものです。

その内容は、REACH の下におけるコンソーシアムの形成・運営およびコンソーシアム構成事業者間の行為と独占禁止法との関係について一般的な理解を提供しております。

しかし、全ての事象をカバーするものではありませんので、個別の問題については、法律専門家に相談されることをお勧めいたします。

REACH の下におけるコンソーシアムの形成・運営および コンソーシアム構成事業者間の行為と独占禁止法との関係について

I. はじめに

1. 独占禁止法の目的

独占禁止法（EU においては、EC 競争法と称されている。以下「独禁法」という。）は、各事業者がその事業を遂行するに当たり、生産量、製品・サービスの品質・性能・仕様、販売価格、販売先などの事業を行う条件について独立にこれらを決定することにより、市場における競争を活発化させ、より高い品質の製品・サービスをより廉価で市場に提供し、ひいては消費者利益に貢献することを目的としている。そして、独禁法は、経済活動の憲法といわれており、競争を制限する活動を厳しく規制している。

2. REACH と独禁法

EU 域内において化学物質を製造・販売・輸入する事業者は、REACH によりその化学物質についての同一性、特性、安全性などに関する情報を ECHA（European Chemical Agency：欧州化学品庁）へ登録することが義務付けられている。また、REACH は、これら情報を得るために試験が必要となる場合、各事業者が重複して動物試験を行うことを禁止している。このような要求を充たすためには、当該化学物質を EU 域内で製造・販売・輸入する競争事業者が協力することが不可欠であるが、かかる協力と独禁法との関係を検討する必要がある。この点について、REACH は、前文第 48 項において、同法の下における事業者の行為に対し EC 独禁法が適用されることを明確にしている。また、これら事業者の行為については、日本の独禁法も日本国内での競争に影響がある範囲で適用される。

3. 本マニュアルの構成

REACH は、上記 2 項で述べた競争事業者間の協力として、化学物質の同一性に関する情報、特性に関する情報、安全性に関する情報等を事業者間で共有して ECHA に登録することを求めている。このことから、同一または類似の化学物質を製造・販売・輸入する競争事業者が相互にこれらの情報を交換することとなり、ひいては、かかる情報交換により互いに協調的な行動を取り、市場における競争を制限するのではないかとの独禁法上の懸念が生じる。また、REACH に従い登録する

ために必要な情報交換の場から特定の競争事業者を排除し、または当該情報交換について差別的に取扱うことによって、その競争事業者を市場から締め出すような行為をとることがありうるのではないかとの独禁法上の懸念が生ずる。

他方、REACH は、同一物質について一つの SIEF (Substance Information Exchange Forum : 物質情報交換フォーラム) を形成することが定められており、その中で先に述べた情報交換を行うことを予定している。REACH ガイダンスである RIP (REACH Implementation Project : REACH 施行プロジェクト) 3.4 は、その情報交換を効率的に行うためにコンソーシアムという組織の形成を推奨している。このコンソーシアムは、競争事業者がその参加者となり、登録のために必要な情報の交換と共有(登録とは限らないが当面は登録中心)を行う組織であり、先に述べた競争制限行為の場とならないよう独禁法の遵守を構成員間に徹底する必要がある。

以上の観点から、本マニュアルでは、コンソーシアムの形成・運営の各場面に従いながら、第一に、欧州あるいは国内において形成されるコンソーシアムにおいて競争制限的な情報交換、協調行動、合意をすることは独禁法により厳しく禁止されていること、コンソーシアムを構成する競争事業者(以下「構成事業者」という。)はこのような行為を行わないためにどのような点に留意する必要があるか、第二に、構成事業者間において、正当な事由がないにもかかわらず特定の構成事業者を排除し、または差別的に取扱うことによって特定の構成事業者に競争上不利を与えることは独禁法上問題となること、の 2 点について具体的な留意点を説明する。

II. コンソーシアムの形成・運営

1. コンソーシアムの形成およびコンソーシアム契約の締結

コンソーシアム形成の目的は、REACH で要求される化学物質の登録に必要な範囲での構成事業者間の相互協力に限るものとする。また、そのコンソーシアムを形成するにあたり、その目的、構成事業者間で交換する情報の範囲、コンソーシアムへの参加条件、コンソーシアムの運営などに関する構成事業者間の権利・義務を明確にするため、コンソーシアムに関する契約を作成する必要がある。

2. コンソーシアムにおいて構成事業者間で交換する情報

競争事業者間の合意、事業者団体における決定、競争事業者間の調整的な行動で競争を制限するものは、独禁法違反となり厳しい制裁が科される（欧州連合条約および欧州共同体設立条約を修正するリスボン条約 101 条（旧 EC 条約 81 条）、日本独禁法 3 条）。また、このような合意、決定を含む契約は無効となる。競争を制限する競争事業者間の合意、事業者団体の決定、競争事業者間の調整行動は、例えば、製品価格の制限、販売条件の制限、生産数量の制限、生産数量の割当、供給数量の制限、地理的市場もしくは顧客の分割または供給元の分割、投資の制限、技術革新の制限などが挙げられる。REACH は、化学物質を登録するために、競争事業者間、コンソーシアムの構成事業者間で様々な情報交換をすることを要求している。従って、これら事業者は、このような情報交換を通して、上記に述べた競争を制限する合意、決定、調整行動を行うことのないよう細心の注意を払う必要がある。

競争を制限する合意、決定、調整行動と考えられる情報の具体的な例を挙げると、

- (1) 個別事業者の価格、価格の変更、販売条件、価格政策、価格動向、価格差、利潤率、割引率、値引き、信用供与の条件、
- (2) 製造・販売原価、
- (3) 個別企業の製造量、供給量、在庫量、
- (4) 個別企業の技術革新、投資、生産計画、販売計画、取引先、販売地域に関する将来計画、
- (5) その他の競争上重要な情報、
などがある。

また、REACH 第 25 条 2 項も、登録事業者は、生産能力、生産量、販売量、輸入量、マーケットシェアに関する事業情報を交換してはならないと定めている。

EC 独禁法は、これらの情報交換の合意があった場合、競争制限をする合意があったとして同法違反としていることに留意する必要がある。なお当該市場における実際の競争事業者であるか否かを問わず、コンサルタントとして行為する事業者であってもカルテル行為（事業者間で価格、生産計画、生産数量、販売地域などについて競争を回避する協定を結ぶこと）にどのような形態であれ加担した場合、例えばカルテル協議のための会議を組織し、カルテル行為について助言をし、これを助長するような行為をし、その他受動的な参加をした場合であっても、カルテル行為に参加し、実施した競争事業者と同様に取扱われる。

また、日本独禁法も、これらの情報交換の合意を、競争を制限するカルテルの合意を認定する重要な証拠としていることに留意する必要がある。

このため、コンソーシアム契約においては、上記の情報交換をしない旨を明記した規定を置く必要がある。

次に、REACH の要求に応えるため、あるいはコンソーシアムの運営のため、各構成事業者の製造数量・輸入数量などの情報交換が必要となる場合がある。例えば、共同で CSA/CSR（化学物質安全性アセスメント/化学物質安全性報告書）を作成する場合、コンソーシアムの運営費用を各構成事業者の製造数量・輸入数量の割合に応じて負担する場合などである。このような場合に、情報交換による独禁法違反のリスクを避ける対応策の一つとして、製造数量・輸入数量を例えば 10 トン以上 15 トン以下などの幅を持った数字で情報交換することが挙げられる。さらに、独立の第三者（例えば、コンサルタント、法律事務所、研究機関など。ただし、REACH の下で何らかの役割を果たしている第三者（唯一代理人など）を除く。）を選任の上、各構成事業者が当該第三者に必要な個別情報を提供し、集計を行うことで、情報を処理することが挙げられる。第三者の集計した数字は、各構成事業者の情報を特定できるようなものであってはならず、また、各構成事業者と当該第三者との間で、提出した情報について秘密保持契約を締結する必要がある。

3. コンソーシアムへの参加、脱退、除名など

コンソーシアムへの参加、脱退、除名について、特定の事業者をコンソーシアムへ参加させないもしくは排除する、または特定の事業者について差別的な取扱いをする場合は、共同の取引拒絶として、または支配的地位の濫用として EC 独禁法違反となる場合がある（[欧州連合条約および欧州共同体設立条約を修正するリスボン条約 101 条、102 条（旧 EC 独禁法 81 条、82 条）](#)）。また、日本独禁法上も、排除型私的独占もしくは不公正な取引方法として違法となる場合がある（日本独禁法 3 条、19 条）。しかし、これらの排除行為、差別的取扱いが正当な理由に基づいている場合には、独禁法違反とならない。例えば、コンソーシアムの規約に合意しない、コンソーシアムの運営に協力せず効率的な運営を妨げているなどの事情がある場合が該当する。

コンソーシアムへの参加、脱退、除名などの取扱いは、恣意的に行われるものでなく、一定の正当な事由に基づく場合のみに適用されることをコンソーシアム契約に明確に規定する必要がある。

4. 情報の共有について

(1) 構成事業者が有する既存の情報

REACH のもとで、EU 域内においてある化学物質を製造・販売するためには、当該

化学物質を ECHA へ登録する必要がある。そして、登録しない限り当該化学物質は、EU 域内で製造・販売できない。従って、コンソーシアム契約で登録に必要な情報の開示に合意したにもかかわらず、特定の構成事業者に対する開示を拒絶し、これを EU 域内から排除することは、取引拒絶または支配的地位の濫用として EC 独禁法違反となる。また、日本独禁法においても、排除型私的独占または不公正な取引方法として違法となる場合がある。

次に、提供された情報に対する対価の額を構成事業者間で協議して決定し、その負担割合を決めることは、REACH に基づく登録のために発生する費用を構成事業者間で分担する取決めとして、独禁法上許容される。そして、例えば EU 域内における製造数量・販売数量または当該情報への依存度に比例したものとするなどの合理的な理由により、この負担割合を構成事業者ごとに異なるものとすることは、独禁法上問題ない。しかし、このような合理的な理由がないにもかかわらず、特定の構成事業者の負担割合を過重にするなど差別的に取扱った場合、支配的地位の濫用として EC 独禁法違反となる。また、日本独禁法の下でも、不公正な取引方法として違法となる場合がある。

(2) 新たに実施した試験により構成事業者が共有する情報

REACH の下では、新規情報取得に関し発生するコストは、当該 SIEF に参加した潜在的登録者数に対応した割合を負担し、当該潜在的登録者は、かかるコストを支払うことにより Full Study Report を取得できる (REACH 第 30 条 2 項) としていることから、これらを遵守する限り独禁法上問題はない。

(3) ある化学物質を EU 域内において遅れて製造・販売する事業者が、後日コンソーシアムへ参加した場合、この新たな参加者に対し、従前発生した情報についての費用を請求することは合理的な理由があり、独禁法上問題はない。

以上、コンソーシアム契約には、情報の取得・提供に関する費用の負担に関する規定を定めておく必要がある。

5. 運営機関

コンソーシアムを運営するため、Steering Committee、Technical Committee などを当該コンソーシアム内に組織することが必要となる場合がある。このような場合、各構成事業者から派遣される Committee のメンバーは、できるだけ派遣元である構成事業者の営業・販売部門、コスト管理部門など競争上重要な情報と接

触する部門の者を避けるなどにより、独禁法上重要な情報が他の構成事業者に漏れる、またはそれらが協議される恐れがないよう、慎重な対応が要求される。

6. 運営経費の分担

コンソーシアムの運営には経費が発生することとなるが、その分担方法はコンソーシアム契約に明確に規定しておく必要がある。そして、その分担方法は、合理的かつ公平なものでなければならない。例えば、特定の構成事業者がコンソーシアム運営に必要な設備・人材を拠出している場合には経費の負担を軽減する一方、このような拠出を一切行っていない構成事業者の負担割合を加重するなど、合理的かつ公平なものとする必要がある。このような事由がないにもかかわらず、特定の構成事業者について経費の負担割合を加重するなどの差別的な取扱いをする場合は、支配的地位の濫用として EC 独禁法違反となる。また、日本独禁法の下でも、不公正な取引方法として違法となる場合がある。

III. よくある質問と回答

Q1. 日本で REACH に関係する活動を複数の競争事業者で行うとき、とりわけコンソーシアムを結成する際の注意事項は何ですか？

コンソーシアムの一番の目的は、REACH の下での登録のために必要な情報を競争事業者間で交換をすることにあります。従って、本文にも述べたとおり、日本・EU 双方において独禁法上重要な情報を交換することがないように、交換の対象となる情報を限定し、これを契約に定め、かつ、その規定に従って実行する必要があります。また、構成事業者間で会議を行った場合、その内容を過不足なく必ず議事録に記録するなどして、当該会議において議論をした事項を明らかにしておくべきです。

Q2. 情報を共有する際の費用分担方法について、EC 独禁法の視点から、どんな点に注意すべきですか？

情報の共有について、その情報を評価し、かつ、その対価を決定するのに際しては、公平・適正に行う必要があります。そして、その費用負担については、合理的な方法で定める必要があります。例えば、情報の使用範囲、使用量、当該化

学物質の製造量・輸入量によって負担割合を決めるのは、合理的な配分といえます。他方、特定の構成事業者を EU 域内における事業から撤退させ、またはその事業者の競争力を減殺させるために、費用の負担を著しく加重するなど不公平な取扱いをした場合には、EC 独禁法に違反することになります。

Q3. CSR(化学物質安全性報告書)を同一 SIEF 内のコンソーシアムで共同提出する場合に、暴露シナリオ作成において安全のための「製造方法・使用方法」に関する情報交換についてどんな注意が必要ですか？

これらの情報が一般に入手できるか、または容易に知りうる情報であれば、その情報交換は、EC 独禁法上問題ないといえます。しかし、当該情報が企業秘密に属している場合、製造方法・使用方法に関する情報は競争上重要な情報といえますので、このような情報交換は、EC 独禁法違反となる可能性が高いといえます。従って、情報交換を構成事業者間で直接行うのではなく、独立の第三者などを介在させて CSR の情報を収集・保管させ、各構成事業者が採用・推奨する製造方法・使用方法を特定不能とした上で、CSR を共同提出するなどの工夫をすることが考えられます。

Q4. 川下ユーザーも参加してコンソーシアムを組む場合の注意事項は何ですか？

川下ユーザーの参加を公平に担保する必要があります。また、コンソーシアム内で取り扱われる情報を公平に川下ユーザーに共有させることが必要です。即ち、川下ユーザーがコンソーシアムの規約に同意し、これを遵守している限り、差別的に取り扱うことに合理性はありません。しかし、ある特定の情報について、特定の川下ユーザーには全く不要であるなどの事情がある場合は、共有する情報を差別することは EC 独禁法に違反しません。

因みに、REACH に関係する特有の問題ではなく、一般的な問題ですが、川上事業者と川下ユーザーとの取決め、取引は、垂直的取決めとして EC 独禁法において極めて複雑な規制がされています。従って、コンソーシアム内またはその外で、これら両者の間で何らかの取決めをする場合には、是非、事前に法律専門家に相談されることをお勧めします。

Q5. 同一化学物質について SIEF を形成する際に、不純物などグレードに関する情

報を交換することがある場合、製造方法を推測できるので EC 独禁法上問題ですか？あるいは問題回避策がありますか？

例えば、公開情報でない製造方法は、競争事業者の技術、原価などの情報を推測可能とする競争上重要な情報といえます。従って、競争事業者間におけるかかる情報交換は、EC 独禁法違反となることが考えられます。この場合には、独立の第三者を介在させるなどの回避策をとる必要があります。そして、この第三者は、各事業者から得た情報を秘密に管理し、同一性の特定などを各事業者から独立して行う必要があります。また、情報を提供した事業者とこの第三者との間で秘密保持契約を締結することにより、他の事業者へ情報が漏出しないよう担保しておく必要があります。

Q6. 同一 SIEF 内のコンソーシアムに後発で参加する際に、その事業者は、差別的な取扱いをされているとして、EC 独禁法上の問題があるとの理由で EC 競争当局へ訴えることができますか？

EC 独禁法違反の可能性があると考えた場合、誰でも EC 競争当局へ情報を提供し調査を促すことができます。しかし、この差別が合理的な理由に基づいている場合、例えば、コンソーシアム規約に同意しない、コンソーシアムの活動へ協力しない、あるいはコンソーシアムへの参加目的が企業秘密を不正に取得することのみであるなど、正当な理由に基づいている場合は、EC 独禁法違反とはなりません。

Q7. 競争事業者が一ヶ所に集まると、日本では独禁法上、あるいは EC 独禁法上問題となる話し合いが行われる可能性が高くなると言われていますが、どんな工夫によりこれを回避できますか？また、会合等において独禁法違反となるような話し合いがされた場合、どのような対応をとるべきでしょうか？

コンソーシアム規約上に、構成事業者間において競争上重要な情報交換を禁止することを明確に定めておく必要があります。また、常にその規定を遵守する必要があります。さらに、コンソーシアム内の会議では、必ず議事録を作成し、当該会議のなかで行われた議論を明確に過不足なく記録する必要があります。また、会議に法律専門家などを参加させて、会議における議論が競争上重要な情報に及ばないよう監視させる方策をとることも考えるべきでしょう。

次に、コンソーシアム内における会議だけではなく、例えば親睦会その他の機会においても、構成事業者間で競争上重要な情報を交換しないよう常に社員を教育し、マニュアル等を作成しこれを携帯させるという方策をとる必要があります。

競争事業者の会合において独禁法違反となるような話が開始されたら、参加者は、議長、その話を始めた当事者に直ちにそのような話を中止するよう要請すべきです。もし、そのような話が継続する場合には、直ちにその会合から退出すべきです。この場合、退出したことを明確にするため、退出した旨を議事録に記載するよう議長・議事録担当者等に要請し、さらに、その場にいる参加者へ自分は退場する旨を明確に告げて、後日、それらの参加者の記憶に残るようにしておくべきです。最近の EC 独禁法違反事例からの教訓として、当該市場における実際の競争事業者であるか否かを問わず、カルテル行為（事業者間で価格、生産計画、生産数量、販売地域などについて競争を回避する協定を結ぶこと）にどのような形態であれ加担した場合は、カルテル行為に参加し、実施した競争事業者と同様に取扱われます。例えば、ある会議に出席していたところ、出席者の一部が競争法上重要な情報交換をし始めたにもかかわらず、その情報交換行為に反対し、退席をせずに黙認するという受動的な参加をした場合でも、EC 独禁法違反が成立して高額な制裁金を課せられる可能性があるため上記の対応が必要となります。

Q8. REACH に基づき登録できることあるいはできたことを条件にして、EU の代理店やユーザーに対して商品の価格調整をすることは、EC 独禁法上の問題となりますか？

REACH に従い、化学物質の登録ができること、またはできたことを事由とするか否かを問わず、供給者が EU の代理店やユーザーに対していくらで化学物質を販売するかは、当該供給者の価格政策として自由に決定できます。次に、EU の代理店やユーザーが当該化学物質をいくらで販売するかについて、供給者が当該代理店・ユーザーに指示することは、どのような事情のもとでも EC 独禁法違反となります。REACH に従い登録ができたということと、EU の代理店やユーザーに対する販売価格との間には、何ら関連はありません。

Q9. EU 域内において、川下ユーザーの商品使用・取扱い方法がリスク管理上問題あるとして、REACH の下で、その使用・取扱を登録せず、その結果、当該川下ユーザーに対し、その化学物質の販売を拒否することは、EC 独禁法上問題と

なりますか？

ご質問のケースは合理的理由に該当し、これを理由として川下ユーザーとの取引を拒絶することは、EC 独禁法上問題がありません。しかし、些細なリスク管理上の問題を取り上げて取引を拒絶するなど、その問題と取引拒絶行為との間で均衡を逸している場合、または、当該川下ユーザーがリスク管理上問題のある使用・取扱をしておらず、登録した範囲内で使用・取扱を行っていることが明らかの場合まで取引を拒絶することは、EC 独禁法違反となります。

Q10. コンソーシアム内で化学物質登録のため、または安全性の評価のため新規に試験を行い、その結果情報を取得しました。この新規情報について、構成事業者間において、使用方法などを制限することは、EC 独禁法上問題となりますか？

まず、当該新規情報に知的財産権が含まれている場合は、その知的財産権は、構成事業者の共有となりますので、その実施許諾を第三者に対し制限することは、EC 独禁法上問題ありません。また、コンソーシアム参加者のうち、特定の参加者がすでに有している知的財産権を含む新規情報の使用をコンソーシアムが制限しても、当該情報が技術的な情報であり、競争に影響のないものであれば、EC 独禁法上問題ありません。

Q11. 国内において既に事業者団体として公正取引委員会へ届出をしている団体の下部組織としてコンソーシアムを形成した場合でも、別個の事業者団体として公正取引委員会へ届出をする必要がありますか？

事業者団体を形成した場合、公正取引委員会へ届出をしなければならないとの独禁法の規定は、平成 21 年の同法改正で削除されました。この改正法は、既に施行済みです。従って、ご質問にある届出の必要はありません。
